

## 香春町農地バンク取扱要領

香春町農地バンク取扱要領（平成29年香春町要領第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要領は、香春町農地バンク事業（以下、「農地バンク」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（農地バンクの趣旨）

第2条 農地バンクは、耕作放棄地及び今後耕作者が不在となり耕作放棄地となることが見込まれる農地（以下、「対象農地」という。）の情報を収集し、公開及び提供することにより、農地の所有者等と農地を耕作する意欲を有する者のマッチングの機会を創出し、耕作放棄地の解消、発生防止及び農地の有効利用を促すことを目的に実施する。

（対象農地の登録）

第3条 対象農地の登録を行おうとする者（以下、「申込者」という。）は、香春町農地バンク登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 申込者は、農地バンクに登録しようとする農地の所有者または登録しようとする農地の貸借等に関しての権限を有する者に限るものとする。

3 町長は、前条の申し込みがあつたときは、その内容等を審査し、次条の基準を満たすものは農地バンクに登録し、基準を満たさないものは申込者にその旨を通知するものとする。

（農地バンクの登録基準）

第4条 対象農地の農地バンクへの登録は、次の各号の要件にいずれも該当することを基準とする。

（1）農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に定められた香春町内の農地であること。

（2）申込者またはその世帯員等以外の者が耕作中の農地ではないこと。

（3）耕作者を特定せずに貸し出しができる農地であること。

（登録情報の変更）

第5条 申込者は、農地バンクに登録した農地（以下、「登録農地」という。）情報に変更等が生じた場合には、速やかに香春町農地バンク登録変更届出書（様式第2号）により、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届け出があつたときは、第3条の規定と同様に処理する。

（登録の取り消し）

第6条 町長は、申込者から香春町農地バンク取消申出書（様式第3号）が提出された場合、登録農地の登録を農地バンクから抹消するものとする。

2 町長は、前項の申し出に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録農地の登録を農地バンクから抹消することができる。

(1) 登録農地に賃借権等の権利が設定されたこと、または登録農地の所有権が所有者等以外の別の者に移転したことを把握した場合。

(2) 登録から5年以上が経過し、かつ、申込者から登録を継続する意志が確認できない場合。

(3) 申込者が登録農地を貸し付ける意志がないとみなされる場合。

(登録情報の公表)

第7条 町長は、登録農地に関する所有者に関する個人情報を除く情報をインターネットにより公表するものとする。

2 町長は、第5条及び第6条の規定による登録農地の登録情報の変更または登録の抹消があった場合には、公表された情報を速やかに変更または抹消するものとする。

(登録情報の利用)

第8条 農地バンクを利用して登録農地の借り受け等を希望する者（以下、「利用者」という。）は、香春町農地バンク利用申込書(様式第4号)及び誓約書(様式第5号)に必要な事項を記入し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申し込みがあつたときは、次の各号の要件にいずれも該当する場合に限り、借り受け等を希望する農地の情報を利用者に提供するものとする。

(1) 登録農地を適切に耕作し、維持管理することが確実と見込まれること。

(2) 地域の既存農家の営農に支障を及ぼさないこと。

(3) 人・農地プランなどの地域の将来計画に支障を及ぼさないこと。

3 前条第2項による情報の提供は、第3条の規定による香春町農地バンク登録申込書の閲覧により行うものとする。

(利用者及び申込者の交渉)

第9条 町長は、利用者が登録農地の借り受け等を希望した場合は、利用者及び申込者の承諾のうえ、それぞれの連絡先を双方に提供するものとする。

2 前項の規定により、利用者及び申込者が相互に連絡先を確認した後は、農地の貸借等に関する交渉は、利用者及び申込者が直接行うものとし、町長は交渉に関与しないものとする。

3 前項の規定により、利用者及び申込者が貸借等に関する交渉を開始した場合であっても、次条の規定による合意の報告があるまでは、他の利用者による第8条の規定による登録情報の利用は妨げない。

(合意の報告)

第10条 利用者及び申込者は、登録農地の貸借等に合意した場合は、連名により香春町農地バンク合意報告書(様式第6号)または登録農地の貸借等に合意したことが確認できる書類を町長に提出しなければならない。

(担い手への配慮)

第11条 町長は、登録農地が担い手の農地集積または集約に資する農地であると見込まれる場合は、登録農地の担い手への積極的なあつせんに努めるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第12条 申込者及び利用者は、農地バンクの利用により知り得た個人情報について、その情報を漏えいし、または目的外に利用することがないように厳格に管理しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。